

教職員各位

人事部人事課

## 2018年度ベビーシッター派遣事業割引券利用案内

2016年度より関西学院では、内閣府が実施する標記事業を利用できるようになりました。この制度は、「公益社団法人全国保育サービス協会」と関西学院が協定を締結することにより、関西学院における教職員（私学事業団加入者に限る）の方が、就労のために、「ベビーシッター割引券取扱事業者」と請負契約を締結し、会員のベビーシッターサービスを利用されたときに、助成（割引券）が利用できる制度です。

## 記

利用対象者	私学事業団に加入している教職員
割引対象サービス	ベビーシッター割引券取扱事業者が提供するサービスで、「乳幼児または小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎」のサービスに限ります。割引券は、ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育等、職員の家庭以外の場所でのサービスには使用できません。  ※ベビーシッター割引券取扱事業者につきましては、内閣府HPをご覧ください。 <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jigyousha_itiran.pdf">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jigyousha_itiran.pdf</a>
割引内容	就労のためにベビーシッター派遣事業割引対象サービスを利用された際、 <b>1日1回2,200円の割引</b> が受けられます。
ご利用方法	①割引券取扱事業者と請負契約を締結してください。 ②「 <b>請負契約書</b> 」の写しを人事課へご提出してください。 請負契約書には次の事項が明らかにされていることが必要です。 ・割引券取扱事業者の住所、名称及び代表者氏名 ・従業員の住所及び氏名 ・サービス内容及び料金体系 ・事故の場合の割引券取扱事業者の免責事由 ・その他サービスの利用に必要な事項（割引券取扱事業者で異なります） ③必要枚数を下記へメールでお申し込み下さい。必要数を大幅に上回る申込はご遠慮下さい。 <b>人事課給与申請 &lt;jinji-kyuyo-sinsei@kwansei.ac.jp&gt;</b> ④申込翌日以降に人事課窓口へ受け取りにお越しください。 上ヶ原キャンパス以外にご勤務の方は、申込翌日に学内メール便で発送いたします。 ⑤ベビーシッターを利用した日に直接ベビーシッターへ割引券を渡してください。 ⑥ベビーシッターより割引券の <b>報告用半券</b> が返されます。利用日の <b>翌月2日までに報告用半券</b> を人事課へご提出下さい。特に3月利用分は4月2日厳守です。 ⑦未使用で余った割引券も必ず <b>2019年4月2日までに人事課へご返却</b> ください。
備考	◆割引券の有効期限は、当該年度の3月31日までとなります。 ◆割引券は、利用料金が2,200円に満たない場合には使用できません。 ◆割引券の使用は、1家庭1日につき1枚、1か月に24枚、1年間に280枚まで。 ◆割引券の配布は、教職員1名につき、1月に24枚までです。 ただし、ベビーシッター協会の規定により関西学院の総交付枚数には限りがある関係上、交付希望者数があまりにも殺到した場合には、交付枚数を制限させていただく場合がございます。その際はご容赦ください。

以上